

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月29日（平成28年（行情）諮問第273号）

答申日：平成30年11月2日（平成30年度（行情）答申第298号）

事件名：海幕サービスで特定作業以前に作成等されたことが現時点で判断できる文書で当該作業以降に登録された行政文書ファイルにつづられているものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成19年～20年の文書管理改善作業以前に作成・取得されたことが現時点で判断できる文書で文書管理改善作業以降に登録された行政文書ファイルにつづられている文書。所在は以下のとおり。『海幕サービス』（平成19年度臨時文書管理状況調査においては気付かなかったが、その後未登録が確認され、登録されたものも含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月28日付け防官文第17077号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

平成27年度（行情）答申第529号（以下「別件答申」という。）事件に係る情報公開請求で特定された文書が本件対象文書となるはずである。

（2）意見書

諮問庁・処分庁は、理由説明書において、「これら46文書は、いずれも上記の文書管理改善作業により新たに登録した行政文書ではない」と言っているが、これは甚だ問題である。

すなわち、平成18年度（行情）答申第280号事件（18.10.18）に係る平成17年4月14日の開示請求においては、「護衛艦『たちかぜ』内の二等海曹らによる私的制裁等の事故及び特定一等海士

自殺事故に関する資料一切」が対象となっていた。そして、諮問庁・処分庁における当該開示請求に係る主管課・担当課こそ、海上幕僚監部補任課サービスであった。上記諮問庁・処分庁の説明によれば、当該46文書は平成17年以前に行政文書ファイルの構成文書として登録されていたと考えるのが自然である。そして、46文書の中には、平成17年4月14日の開示請求の対象文書に当たり、かつ、その際に開示されなかった文書が多数ある。

諮問庁・処分庁は、これらの文書が平成何年度に、何という行政文書ファイルの構成文書として行政文書ファイル管理簿に登録されたのか、平成17年4月14日の開示請求では特定・開示されたのか、開示されなかったとすればなぜか、またそのとき開示されなかったとすれば今後どうするのか、明らかにすべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書を求めるものであり、当該文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年10月28日付け防官文第17077号により文書不存在による原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

海上自衛隊では、平成19年7月に生起した補給艦「とわだ」の航泊日誌誤廃棄事案等を契機として、同年11月から翌平成20年4月にかけて行われた海上自衛隊全部隊を対象とした行政文書の不適切な取扱いに関する改善措置として、それまで適切に管理されていなかった行政文書を新たに行政文書として登録する作業（以下「改善作業」という。）を実施しており、本件開示請求書の「平成19年～20年の文書管理改善作業」とは、これを指しているものと判断した。

本件開示請求は、改善作業以前に、海上幕僚監部人事教育部補任課サービスが作成又は取得したことが、本件開示請求がなされた時点で確認することができる文書のうち、同作業以後に行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書を求めるものであるが、同作業により新たに登録した文書の中に同室が作成又は取得した文書はないことから、文書不存在により不開示とする原処分を行った。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は「別件答申事件に係る情報公開請求で特定された文書が本件対象文書となるはずである。」と主張し、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

同答申は「平成16年10月27日から平成24年6月21日までの間

に海上幕僚監部服務室が取得した特定事件に関連する文書で、現存するもの。」を求める開示請求に対し、別紙（省略）に掲げる46文書を特定し、一部開示した決定について、その文書特定を妥当としたものであるが、これら46文書は、いずれも上記2の改善作業により新たに登録した行政文書ではない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年3月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年10月15日 | 審議 |
| ⑤ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 本件開示請求は「平成19年～20年の文書管理改善作業以前に作成・取得されたことが現時点で判断できる文書で文書管理改善作業以降に登録された行政文書ファイルにつづられている文書。所在は以下のとおり。『海幕服務室』（平成19年度臨時文書管理状況調査においては気付かなかつたが、その後未登録が確認され、登録されたものも含む。）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

(2) 異議申立人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は、「海幕服務室」において、その保有する文書が改善作業以前に作成又は取得した文書であるか否かを逐一確認し、更に、改善作業以前に作成又は取得したことが確認できる個々の文書が、改善作業以降に新たに登録した文書であるか否かを逐一確認することが避けられないと考えられる。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。よって、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。

本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」の欄外には、「※特定月日請求者と調整済み」との文言が記載されており、処分庁による求補正がなされていることが認められるものの、文書の不特定という形式上の不備は当該求補正をもってしてもなお補正されなかったと認められることから、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、不存在につき不開示としているので、結論において妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、異議申立書において、別件開示請求で特定された文書が本件対象文書となるはずである旨主張するが、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 付言

本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久